

岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成25年度 第2回会議 次第

日 時：平成26年2月17日(月) 15:00～16:30

場 所：三光荘 3階 パブリゾン

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 岡山県地域医療支援センターの運営状況について

(2) その他

4 閉 会

【配付資料】

資料 1	岡山県地域医療支援センター運営委員会出席者名簿	1
資料 2	岡山県地域医療支援センター運営委員会配席図	2
資料 3	医学部地域枠（岡山大学及び広島大学）について	3
資料 4	地域枠卒業医師のキャリアパスについて	4
資料 5	県、岡山県医師会及び岡山医師研修支援機構の3団体による 無料職業紹介事業に関する業務提携契約締結について	5
資料 6	岡山県地域医療支援センター年次報告書	別冊
資料 7	平成26年度 地域医療支援センターの主な行事予定	7

(参考資料)

資料 8	岡山県地域医療支援センター運営委員会設置要綱	8
------	------------------------	---

## 岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成25年度 第2回会議 出席者名簿

(委員数：10人)

区分	所属	役職等	氏名	備考
大学	岡山大学病院	病院長	槇野 博史	(欠席)
	川崎医科大学附属病院	病院長	園尾 博司	
関係機関	岡山県へき地医療支援会議	会長	谷本 光音	副会長(欠席)
	岡山県へき地医療支援機構	専任担当 医師	塩出 純二	
医師会等	公益社団法人 岡山県医師会	会長	石川 紘	会長
	一般社団法人 岡山県病院協会	副会長	忠田 正樹	
市町村	岡山県市長会	新見市長	石垣 正夫	
	岡山県町村会	鏡野町長	山崎 親男	
保健所	岡山県保健所長会	備北保健 所長	徳山 雅之	
有識者	ナカシマメディカル 株式会社	代表取締役 社長	中島 義雄	

(委員任期：平成24年9月7日～平成26年9月6日)

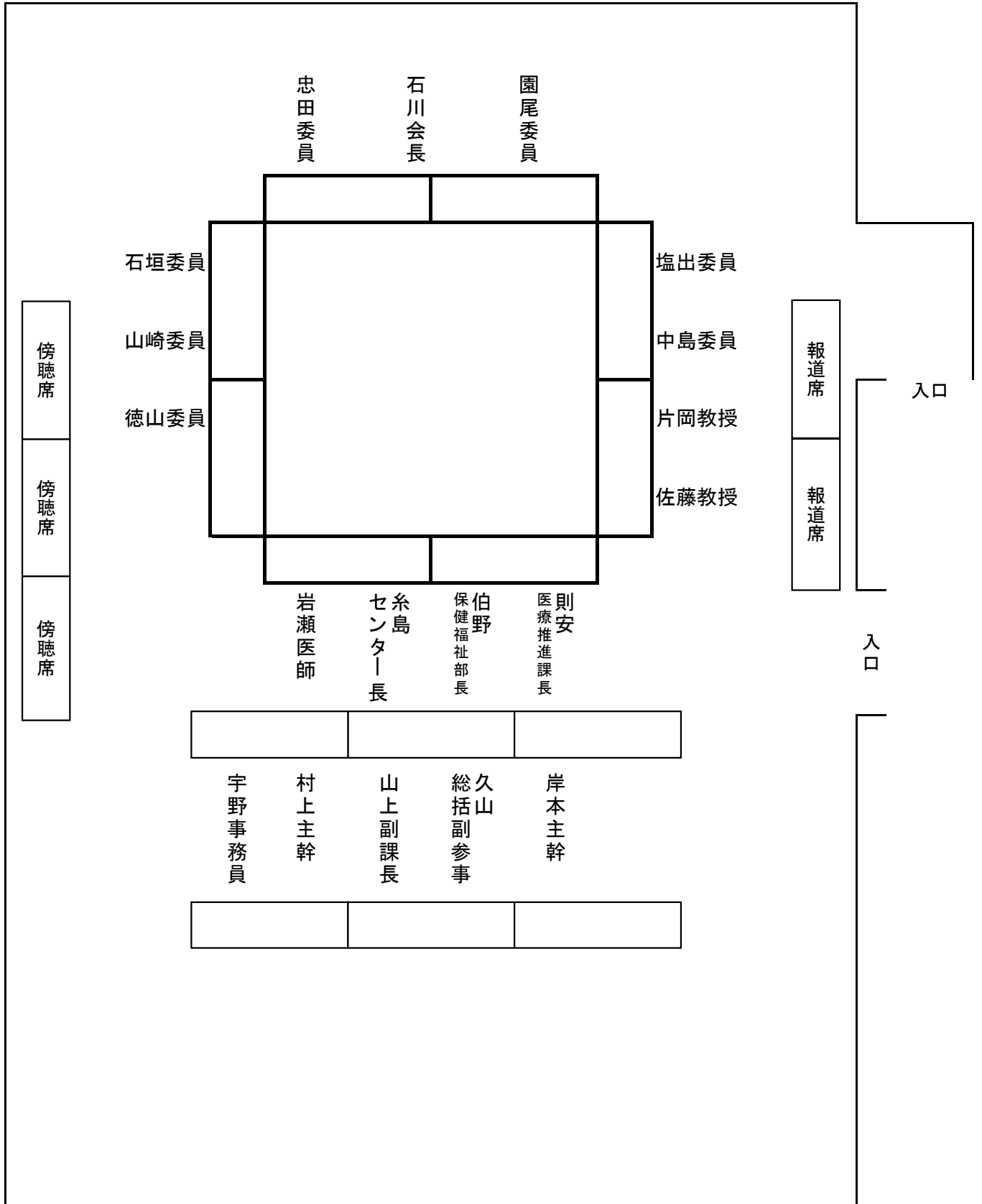
オブザー バー	岡山大学 大学院医歯薬学総合研究科 地域医療人材育成講座	教授	片岡 仁美	
		教授	佐藤 勝	

事務局	岡山県地域医療支援センター	センター長	糸島 達也	
		専任担当 医師	岩瀬 敏秀	岡山大学支部
		センター 事務員	宇野 みか	
	岡山県保健福祉部	部長	伯野 春彦	
		岡山県保健福祉部医療推進課  (地域医療体制整備班)	課長	則安 俊昭
	副課長		山上 弓人	
	総括副参事		久山 順一	
	主幹		村上健太郎	
		主幹	岸本 真治	

岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成25年度 第2回会議 配席図

日時 平成26年2月17日(月)15:00～

場所 三光荘 3階 パブリゾン2・3



## 医学部地域枠（岡山大学及び広島大学）について

### 1 概要

県では、平成21年度から、岡山大学及び広島大学の医学部医学科に県内高等学校出身者等を対象とする地域枠を設置し、地域医療を担う総合的な診療能力を有する医師の養成に取り組んでいる。

地域枠学生には、県が奨学資金を貸与し、大学卒業後の9年間、県が指定する医療機関で勤務した場合、奨学資金の返還を免除することとしている。

### 2 地域枠の募集人員

大学	学部	学科	コース	募集人員（定員）			
				21年度	22年度 ～29年度	30年度 ～31年度	計
岡山大学	医学部	医学科	地域枠コース・岡山県	5人	7人	2人	65人
広島大学	医学部	医学科	ふるさと枠岡山県コース	－	2人	2人	20人
合 計				5人	9人	4人	85人

### 3 地域枠学生の人数

	岡山大学			広島大学			計		
	定員	学生数	欠員	定員	学生数	欠員	定員	学生数	欠員
21年度入学	5人	5人	－				5人	5人	－
22年度入学	7人	7人	－	2人	2人	－	9人	9人	－
23年度入学	7人	5人	2人	2人	1人	1人	9人	6人	3人
24年度入学	7人	4人	3人	2人	2人	－	9人	6人	3人
25年度入学	7人	2人	5人	2人	2人	－	9人	4人	5人
26年度入学予定	7人	7人	－	2人	2人	－	9人	9人	－
計	40人	30人	10人	10人	9人	1人	50人	39人	11人

### 4 岡山県医師養成確保奨学資金

#### (1) 奨学資金の額

月額20万円（6年間総額：1,440万円）

#### (2) 貸与期間

原則として6年間

#### (3) 貸与条件

2人以上の連帯保証人が必要

#### (4) 返還免除

大学卒業後、9年間（奨学資金の貸与期間の1.5倍の期間）を義務年限とし、その期間を県が指定する医療機関で勤務した場合、奨学資金の返還を全額免除する。

なお、初期臨床研修の2年間と県内で実施する知事が適当と認める2年以内の専門研修は、義務年限に含まれる。

## 地域枠卒業医師のキャリアパスについて

### 1 岡山県の身分・処遇について

本県の養成している地域枠卒業医師の身分、処遇は、病院職員とし、病院の水準での給与とする。

### 2 岡山県地域枠卒業医師のキャリアパス詳細

地域枠卒業医師は、義務年限期間（奨学金受給年数の1.5倍）においては、県内の医療機関で勤務することとし、その取り扱いは次のとおりとする。

- ① 奨学金を6年間受給した場合、義務年限9年間の内訳は、初期臨床研修2年、地域勤務5年以上、後期研修2年以内とする。
- ② 奨学金を6年間を超えて受給した場合、義務年限の内訳は、初期臨床研修2年、後期研修2年以内とし、地域勤務はそれらの年数を差し引いた年数とする。
- ③ 初期臨床研修は、県内の基幹型臨床研修病院のいずれかで研修を行うこととし、研修先についてはマッチングにより決定することとする。
- ④ 医師免許取得後、遅くとも4年目には地域の医療機関で勤務を行うこととする。
- ⑤ 義務年限の中断は、2年間まで認めることとする。
- ⑥ 途中の学年から奨学金を受給した場合は、奨学金を受給した年数と同じ年数の地域勤務を行うこととする。
- ⑦ 上記①から⑥に支障を来さない限り、医局への入局や大学院への入学は差し支えないこととする。

#### <後期研修受講についての取扱>

- ・ 後期研修を受ける医療機関の選択にあたっては、地域枠卒業医師本人から予め、県に研修計画書を提出させる。
- ・ 県は、上記研修計画書を審査し、適当と認められる場合は、当該後期研修を義務年限内に算入する。

#### <地域枠卒業医師のキャリアパス（例）>

（卒後）

（義務終了）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
初期臨床 研修 (県内) (2年)	後期研修 〈専門研修〉 (県内) (1年)	地域勤務 (県内) (2年)	後期研修 〈専門研修〉 (県内) (1年)	後期研修 〈専門研修〉 (義務外) (1年)	地域勤務 (県内) (3年)				

## 県、岡山県医師会及び岡山医師研修支援機構の3団体による 無料職業紹介事業に関する業務提携契約締結について

県では、医師の偏在を解消するため、地域医療を担う意欲のある医師に対し、医療機関を紹介する無料職業紹介を行っているが、雇用の成立を促進するとともに、求職者及び求人医療機関の利便性の向上を図るため、県医師会、岡山医師研修支援機構及び県の3者で無料職業紹介に係る業務提携契約を締結する。

### (1) 契約の内容

- ・各団体が保有している求職者情報及び求人情報は、事前に同意を得られたもののみ、業務提携を行っている他の団体への情報を提供すること
- ・能力や雇用条件に応じた医療機関や求職者の紹介に努めること
- ・共有する個人情報、適正に管理すること

### (2) 契約締結日

平成26年2月下旬（予定）

### (参考) 3団体の無料職業紹介事業の取扱範囲と問合せ先

<岡山県医師会 無料職業紹介所>

○取扱職種の範囲 取扱職種：医師、助産師、看護師、薬剤師、臨床X線技師、  
栄養士、保健士、医療技術者

取扱地域：岡山県

○問合せ先 公益社団法人 岡山県医師会

岡山市中区古京町1-1-10-602

086-272-3225

<岡山医師研修支援機構>

○取扱職種の範囲 取扱職種：医療業務

取扱地域：国内

その他：専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介

○問合せ先 特定非営利活動法人 岡山医師研修支援機構

岡山市北区鹿田町2丁目5番1号

086-235-6596

<岡山県（岡山県地域医療支援センター）>

○取扱職種の範囲 取扱職種：医師

取扱地域：求人は岡山県内、求職は国内

○問合せ先 岡山県（岡山県地域医療支援センター）

岡山市北区内山下2丁目4番6号 岡山県医療推進課内

086-226-7381

## プラチナ倶楽部おかやま 設立趣意書

### 1. 設立の目的

「プラチナ倶楽部おかやま」は、定年を迎えても第一線にて働く意欲を持っている医師の皆様へ個人会員として入会していただき、再就職先情報の配信など求職に関するサポートで、医師のセカンドキャリアを幅広く支援することを目的とする。

### 2. 組織及び事業の概要

- 1) 名称 : プラチナ倶楽部おかやま
- 2) 組織 : NPO 法人 岡山医師研修支援機構  
岡山県医師会  
岡山県地域医療支援センター
- 3) 事業 :
  - ・ 会員宛でのメール配信や専用ホームページにおいて“求人情報”“セミナー開催情報”等の掲載を行う。
  - ・ 会員からの求職に関する様々な相談に無料で対応する。

### 3. 組織立ち上げに向けてのスケジュール

平成 25 年 11 月 (予定) アンケートの送付、アンケート集約、活動内容の精査  
平成 26 年 1 月 (予定) 入会案内の送付、倶楽部の設置

### 4. 入会条件

- ・ 岡山と関係のある医療機関での勤務を希望している 64 歳以上の医師を対象とする。
- ・ 入会金、年会費は無料とする。

#### 【アンケート返送先・その他お問合せ】

#### NPO 法人岡山医師研修支援機構 事務局

住所 : 〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1 岡山大学医学部記念会館 3 階  
TEL/FAX : 086-235-7043  
メール : [kenshuushien@ishikenshuushien.com](mailto:kenshuushien@ishikenshuushien.com)  
HP : <http://www.ishikenshuushien.com/>



NPO 岡山医師

検索

## 平成26年度 地域医療支援センターの主な行事予定

日 程	行 事 予 定	備 考
平成26年 4月	病院訪問(予定)	
5月 中下旬	地域医療支援センター運営委員会 第1回会議	
6月 1日	岡山マッチングプラザ(コンベンションセンター)	
7月 6日	レジナビフェア2014 in 大阪(インテックス大阪)	
27日	<u>地域枠卒業医師の配置医療機関の条件について検討するワークショップ(仮称)(MUSCAT CUBE)</u>	
8月 上旬	岡山大学オープンキャンパス	
16~17日	<u>地域枠学生・自治医科大学生合同セミナー in 新見</u>	
9月	病院訪問(予定)	
10月	地域医療支援センター運営委員会 第2回会議	
11月		
12月		
平成27年 1月	病院訪問(予定)	
2月 上中旬	地域医療支援センター運営委員会 第3回会議	
3月 上旬	中四国フォーラム	
随 時	地域枠MTへの参加(岡山大学MUSCAT CUBEにて) 病院訪問、市町村訪問、地域医療ミーティング参加	



## 岡山県地域医療支援センター運営委員会設置要綱

## (設置)

第1条 医師の地域偏在を解消することを目的として、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う「岡山県地域医療支援センター」(以下「センター」という。)の運営が、地域の医療関係者の合意のもと、設置の趣旨に沿って効果的に行われるようにするため、「岡山県地域医療支援センター運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項について、必要な連絡・調整を行うことにより、センターの円滑で機動的な運営に努める。

- (1) 医師の地域偏在を解消するに当たっての問題意識や情報等の地域医療関係者間による共有
- (2) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (3) 医師のキャリア形成支援のための有効な方策の検討
- (4) その他、センターの業務に関する重要事項の検討

## (組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等の代表者等から、知事が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (作業部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、会長から指示された事項について調査等を行うものとする。
- 3 作業部会は、調査等の経過及び結果について、随時、運営委員会の会議に報告するものとする。

## (庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。